



山形県公報

平成21年7月31日(金)
第2064号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……863
- 歳入の徴収の事務の委託……………(地域政策課) ……同
- 山形県郷土館の開館時間及び休館日……………(文化振興課) ……864
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(経営安定対策課) ……同
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産課) ……同
- 民有保安林指定の解除の予定……………(森林課) ……同
- 民有保安林の指定の解除……………(同) ……865
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(出納局) ……866

### 公 告

- 平成21年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集……………(市町村支援課) ……同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁地域支援課) ……867
- 平成21年度消防設備士講習の実施……………(総合防災課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……868

## 告 示

### 山形県告示第714号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.90パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年7月10日から適用する。
- 2 平成21年7月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第715号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務  
平成21年度に貸し付ける地域総合整備資金に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び住所

- (1) 名 称 財団法人地域総合整備財団  
 (2) 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号  
 3 委託年月日  
 平成21年7月21日

**山形県告示第716号**

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県郷土館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時から午後4時30分までとする。ただし、8月4日から同月15日までの日にあつては、午前9時から午後6時30分までとする。

## 2 休館日

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。  
 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

## 3 適用期間

平成21年8月1日から平成24年3月31日まで

**山形県告示第717号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.10パーセント」を「年1.15パーセント」に、「年0.90パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年7月21日から適用する。  
 2 平成21年7月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第718号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種 類 | 家畜の種 類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭 数 | 発 生 場 所      | 発 生 年 月 日   |
|-----------|--------|-----------|-----|--------------|-------------|
| ヨ ー ネ 病   | 牛      | 患 畜       | 1   | 西置賜郡飯豊町中1731 | 平成21. 7. 22 |

**山形県告示第719号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所

鶴岡市上田沢字蕨野8-9（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長井市平野字神尾4165-213・字濁り沢4166-58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第721号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
平成21年7月29日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 黒田建設株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 寒河江市栄町2番2号
  - (3) 代表者の氏名 富樫 茂弘
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-19）第200163号
- 3 処分の内容  
建築工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成21年8月5日から同年9月2日までの29日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
  - (1) 黒田建設株式会社が、民間発注の建設工事（建築一式工事）（以下「本件工事」という。）において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条ただし書に規定する金額以上の工事を請け負ったことは、同法第28条第1項第2号に該当する。
  - (2) 黒田建設株式会社が、本件工事において、監理技術者を設置しなかったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
  - (3) 黒田建設株式会社が、本件工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

#### 山形県告示第722号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 |                 | 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地 |                 | 変更年月日      |
|----------------------|-----------------|----------------------------|-----------------|------------|
| 変更前                  | 変更後             | 変更前                        | 変更後             |            |
| 株式会社建築構造センター         | 株式会社建築構造センター    | 株式会社建築構造センター               | 株式会社建築構造センター    | 平成21. 8. 1 |
| 東京都新宿区新宿五丁目11番4号     | 東京都新宿区新宿二丁目1番2号 | 東京都新宿区新宿五丁目11番4号           | 東京都新宿区新宿二丁目1番2号 |            |

## 山形県告示第723号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名        | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |       | 承 認<br>年 月 日 |
|-------------------------|---------------------|-------|--------------|
|                         | 変 更 前               | 変 更 後 |              |
| 山形地区食品衛生協会<br>会長 野々村 政昭 | 山形市十日町一丁目6番6号       | 同 左   | 平成21. 7. 24  |
|                         | 天童市大字荒谷字下河原514番地4   |       |              |

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集期間等

| 募集種目                             | 募集期間                       | 試 験 期 日                   | 試 験 の 概 要                    | 試 験 場 の 位 置                            | 試 験 場 の 名 称                                                  | 採用時期                |
|----------------------------------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2等陸士（男子）<br>2等海士（男子）<br>2等空士（男子） | 平成21年8月1日（土）から同年9月11日（金）まで | 平成21年9月19日（土）             | 筆記試験<br>適性検査                 | 山形市<br>鶴岡市<br>酒田市<br>新庄市<br>天童市<br>南陽市 | 食糧会館<br>山形大学農学部<br>酒田産業会館<br>新庄合同庁舎<br>天童市中央公民館<br>南陽市えくぼプラザ | 平成22年3月下旬<br>又は4月上旬 |
|                                  |                            | 平成21年9月28日（月）から同月30日（水）まで | 口述試験<br>身体検査                 | 東根市                                    | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                   |                     |
| 2等陸士（女子）<br>2等海士（女子）<br>2等空士（女子） | 平成21年8月1日（土）から同年9月11日（金）まで | 平成21年9月27日（日）             | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市                                    | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                   |                     |

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村支援課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成21年7月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 里の自然文化共育研究所

## (2) 代表者の氏名

阿部 和生

## (3) 主たる事務所の所在地

最上郡戸沢村大字角川481-1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、農山漁村の住民及び関係する人々に対して、環境保全と環境教育、文化伝承と社会教育、地域づくり活動に関する事業を行い、農山漁村の自然と文化に根ざした住民主体の環境保全活動や青少年教育、地域づくり活動に寄与することを目的とする。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 講習の日時及び場所

| 区 分 \ 場 所           | 山 形 市                             | 東 田 川 郡 三 川 町                    |
|---------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 警 報 設 備 講 習         | 平成21年10月14日（水）<br>午前9時30分から午後5時まで | 平成21年10月2日（金）<br>午前9時30分から午後5時まで |
| 消 火 設 備 講 習         | 平成21年10月15日（木）<br>午前9時30分から午後5時まで |                                  |
| 避 難 設 備 ・ 消 火 器 講 習 | 平成21年10月16日（金）<br>午前9時30分から午後5時まで |                                  |

## 2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

## 3 受講手続

受講申請書を平成21年9月1日（火）から同月14日（月）までの間に山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県消防設備保守協会に提出すること。

## 4 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課（電話023(630)2228）又は山形県消防設備保守協会（電話023(629)8477）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                  | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分  | 家賃                   |                                 |                                 |                                 |                                 |                                 | 摘要           |  |
|--------------|----------------------|------|-----------------------|------|-----|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|--|
|              |                      | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |     | 収入が104,000円以下の者<br>円 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者<br>円 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者<br>円 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者<br>円 | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者<br>円 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者<br>円 |              |  |
| 県営鈴川第二アパート5号 | 山形市鈴川町三丁目17-17       | 3K   | 44.4                  | 1    | 一般用 | 12,500               | 14,400                          | 16,500                          | 18,600                          | 19,200                          | 19,200                          | 3月分の家賃に相当する額 |  |
| 同馬見ヶ崎アパート2号  | 同 円心寺町21-26          | 3DK  | 59.3                  | 1    | 同   | 18,200               | 21,000                          | 24,000                          | 27,000                          | 30,900                          | 35,700                          |              |  |
| 同宮町アパート1号    | 同 宮町二丁目8-23          | 同    | 66.5                  | 1    | 同   | 22,600               | 26,100                          | 29,800                          | 33,600                          | 38,400                          | 43,500                          |              |  |
| 同深町アパート1号    | 同 深町一丁目7-39          | 同    | 64.2                  | 1    | 同   | 22,800               | 26,300                          | 30,100                          | 33,900                          | 38,700                          | 44,700                          |              |  |
| 同4号          | 同 7-34               | 同    | 64.2                  | 1    | 同   | 23,400               | 27,000                          | 30,900                          | 34,900                          | 39,800                          | 43,600                          |              |  |
| 同あたごアパート     | 同 小白川町五丁目27-15       | 3LDK | 71.9                  | 1    | 同   | 28,900               | 33,400                          | 38,100                          | 43,000                          | 49,200                          | 56,700                          |              |  |
| 同十日町アパート     | 同 十日町一丁目7-13         | 3DK  | 65.6                  | 2    | 同   | 30,500               | 35,200                          | 40,200                          | 45,300                          | 51,800                          | 59,800                          |              |  |
| 同土屋倉アパート2号   | 上山市美咲町2-3            | 同    | 51.8                  | 1    | 同   | 12,900               | 14,900                          | 17,100                          | 19,300                          | 22,100                          | 25,500                          |              |  |
| 同金生アパート      | 同 金生一丁目13-13         | 3K   | 44.4                  | 1    | 同   | 10,600               | 12,200                          | 13,900                          | 14,900                          | 14,900                          | 14,900                          |              |  |
| 同天童駅西アパート1号  | 天童市駅西二丁目2-27         | 3DK  | 64.2                  | 1    | 同   | 19,600               | 22,700                          | 25,900                          | 29,200                          | 33,400                          | 38,500                          |              |  |
| 同天童駅南アパート2号  | 同 田鶴町四丁目18-22        | 同    | 66.5                  | 1    | 同   | 22,900               | 26,400                          | 30,200                          | 34,100                          | 38,900                          | 44,900                          |              |  |
| 同中原アパート2号    | 東村山郡中山町大字長崎881-2     | 同    | 69.4                  | 1    | 同   | 22,800               | 26,400                          | 30,200                          | 34,000                          | 38,900                          | 44,900                          |              |  |
| 同谷地アパート1号    | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1   | 同    | 59.3                  | 1    | 同   | 14,900               | 17,200                          | 19,600                          | 22,100                          | 25,300                          | 29,200                          |              |  |
| 同県管左沢アパート    | 西村山郡大江町大字藤田字藤田原264-3 | 同    | 59.3                  | 1    | 同   | 13,600               | 15,700                          | 18,000                          | 20,300                          | 23,200                          | 26,800                          |              |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年8月5日～同月11日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM6:00）  
（ただし、郵送の場合は平成21年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県すまい情報センター

- 5 入居の時期 平成21年10月1日